

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	予防接種事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

由布市は、予防接種事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分県由布市長

公表日

令和6年12月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種事業に関する事務
②事務の概要	<p>予防接種法(昭和23年法律第68号)、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき予防接種を実施し、情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理に関する事務を行うにあたり、特定個人情報を取り扱う。</p> <p>(具体的な業務)</p> <p>①予防接種対象者に対して接種を受けることへの勧奨 ②予防接種事故の被害救済に係る請求手続き ③予防接種を受けた者からの費用徴収 ④予防接種の記録の作成及び保存 ⑤新型コロナウイルス感染症対策に係るVRSを利用する予防接種事務【令和6年9月30日終了】 (ア)ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録【令和6年9月30日終了】 (イ)予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会及び提供【令和6年3月31日終了】 ⑥新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 (ア)VRSの機能が令和6年9月30日をもって全て停止。それによる令和6年10月1日以降、健康管理システム等にデータの登録、管理を行う。 (イ)接種者からの申請に基づき、令和6年3月31日以前の新型コロナウイルス感染症予防接種証明証の交付を行う。 ※ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止により、令和6年10月1日以降、健康管理システム等から交付を行う</p>
③システムの名称	<p>健康管理システム 団体内統合宛名管理システム 中間サーバー ワクチン接種記録システム(VRS) ※ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止により、令和6年10月1日以降、市区町村はワクチン接種記録システム(VRS)にアクセスすることはできない。 サービス検索・電子申請機能</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>番号利用法第9条1項 別表 14項、70項、111項、126の項 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)【令和6年3月31日終了】 番号法第19条第6号(委託先への提供)【令和6年9月30日終了】 ※ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止により、令和6年10月1日以降、市区町村はワクチン接種</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p> <p>[実施する]</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく総務省令第2条の表25,26,153,154の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく総務省令第2条の表25,26,27,28,29,153,154の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 〒879-5498 大分県由布市庄内町柿原302番地 Tel097-582-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康増進課 〒879-5498 大分県由布市庄内町柿原302番地 Tel097-582-1111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っており、申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。また、更新時にも、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか確認を実施しており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 9) 従業員に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	由布市研修計画に従い、管理職へ毎年度当初に研修を行っている。年度中において、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、教育研修を実施し、受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際等には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業員に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月8日	I 関連情報③システムの名称	母子保健システム	削除	事後	再確認修正のため
平成29年6月1日	I 5 ②所属長	健康増進課長 麻生清美	健康増進課長 生野浩一	事後	人事異動に伴う所属長変更のため
平成29年6月1日	I 7 請求先	総合政策課 〒879-5498 大分県由布市庄内町柿原302番地 Tel097-582-1111	総務課 〒879-5498 大分県由布市庄内町柿原302番地 Tel097-582-1111	事後	組織再編に伴う変更のため
平成29年6月1日	I 8 連絡先	健康増進課 〒879-5192 大分県由布市湯布院町川上3738番地1 Tel0977-84-3111	健康増進課 〒879-5498 大分県由布市庄内町柿原302番地 Tel097-582-1111	事後	組織再編に伴う変更のため
平成29年10月30日	評価実施機関名	由布市長 首藤奉文	大分県由布市長	事後	市長名の削除
平成30年4月1日	I 5 ②所属長	健康増進課長 生野浩一	健康増進課長 馬見塚 美由紀	事後	人事異動に伴う所属長変更のため
令和1年5月10日	新様式へ変更			事後	
令和2年12月14日	I 3 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の10の項 平成26年内閣府・総務省令第5号第10条 (情報照会の根拠)	番号法第9条第1項及び別表第一の10の項 平成26年内閣府・総務省令第5号第10条 (情報照会の根拠)	事前	番号法別表第二主務省令の改正に伴う修正
令和2年12月14日	I 4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二の17、18、19	番号法第19条第7号及び別表第二の17、18、19	事前	番号法別表第二主務省令の改正に伴う修正
令和2年12月14日	II 1 いつ時点の係数か	平成27年6月30日時点	令和2年11月30日時点	事前	
令和2年12月14日	II 2 いつ時点の係数か	平成27年6月30日時点	令和2年11月30日時点	事前	
令和3年4月20日	I 1 ②事務の概要	予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (情報照会の根拠)	予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別 番号法第19条第7号及び別表第二の17、18、19の項	事前	
令和3年4月20日	I 4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二の17、18、19	番号法第19条第7号及び別表第二の17、18、19の項	事前	
令和3年4月23日	I 1 ②事務の概要	(具体的な業務)に⑤を加える。	⑤新型コロナウイルス感染症対策に係るVRSを利用する予防接種業務	事前	
令和3年4月23日	I 1 ③システムの名称	健康管理システム 団体内統合宛名管理システム	健康管理システム 団体内統合宛名管理システム	事前	
令和3年4月23日	I 3 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の10の項 平成26年内閣府・総務省令第5号第10条	番号法第9条第1項及び別表第一の10の項 平成26年内閣府・総務省令第5号第10条	事前	
令和3年4月23日	IV 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	2) 十分である	事前	
令和3年5月26日	I 4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二の17、18、19の項	番号法第19条第7号及び別表第二の16の2、16の3、17、18、19の項	事前	
令和3年6月10日	I 1 ②事務の概要	予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別 番号法第9条第1項及び別表第一の10の項 平成26年内閣府・総務省令第5号第10条	予防接種法(昭和23年法律第68号)、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律 番号法第9条第1項及び別表第一の10、93の2の項	事後	
令和3年6月10日	I 3 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の10の項 平成26年内閣府・総務省令第5号第10条	番号法第9条第1項及び別表第一の10、93の2の項	事後	
令和3年6月10日	I 4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二の16の2、16の3、17、18、19の項 (具体的な業務)	【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第二の16の2、 (具体的な業務)	事後	
令和3年9月15日	I 1 ②事務の概要	①予防接種対象者に対して接種を受けることへ	①予防接種対象者に対して接種を受けることへ	事後	
令和3年9月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月15日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年11月30日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年9月15日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年11月30日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和4年1月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	健康管理システム 団体内統合宛名管理システム	健康管理システム 団体内統合宛名管理システム	事後	
令和4年1月11日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項及び別表第一の10、93の2の項	番号法第9条第1項 別表第一 10項、49の項、76の項、及び93の2項	事後	
令和4年1月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステ	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号及び別表第二の16の2、	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 16の2、16の	事後	
令和5年5月29日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年4月1日 時点	令和5年5月1日 時点	事後	
令和5年5月29日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年4月1日 時点	令和5年5月1日 時点	事後	
令和6年4月1日	I 5 ②所属長	健康増進課長	健康増進課長	事後	人事異動に伴う所属長変更のため
令和6年12月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法(昭和23年法律第68号)、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき予防接種を実施し、情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理に関する事務を行うにあたり、特定個人情報を取り扱う。 (具体的な業務) ①予防接種対象者に対して接種を受けることへの勧奨 ②予防接種事故の被害救済に係る請求手続き ③予防接種を受けた者からの費用徴収 ④予防接種の記録の作成及び保存 ⑤新型コロナウイルス感染症対策に係るVRSを利用する予防接種事務 (ア)ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録 (イ)予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会及び提供 ⑥予防接種の実施後に、接種をうけた者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	予防接種法(昭和23年法律第68号)、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき予防接種を実施し、情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理に関する事務を行うにあたり、特定個人情報を取り扱う。 (具体的な業務) ①予防接種対象者に対して接種を受けることへの勧奨 ②予防接種事故の被害救済に係る請求手続き ③予防接種を受けた者からの費用徴収 ④予防接種の記録の作成及び保存 ⑤新型コロナウイルス感染症対策に係るVRSを利用する予防接種事務【令和6年9月30日終了】 (ア)ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録【令和6年9月30日終了】 (イ)予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会及び提供【令和6年3月31日終了】 ⑥新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 (ア)VRSの機能が令和6年9月30日をもって全て停止。それによる令和6年10月1日以降、健康管理システム等にデータの登録、管理を行う。 (イ)接種者からの申請に基づき、令和6年3月31日以前の新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 ※ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止により、令和6年10月1日以降、健康管理システム等から	事後	新型コロナウイルス特例臨時接種終了に伴う事務の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月25日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム 団体内統合宛名管理システム 中間サーバー ワクチン接種記録システム(VRS) サービス検索・電子申請機能	健康管理システム 団体内統合宛名管理システム 中間サーバー ワクチン接種記録システム(VRS) サービス検索・電子申請機能 ※ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止により、令和6年10月1日以降、市区町村はワクチン接種記録システム(VRS)にアクセスすることはできない。	事後	新型コロナウイルス特例臨時接種終了に伴う事務の修正
令和6年12月25日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 10項、49の項、76の項、及び93の2項 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供)	番号法第9条第1項 別表第一 10項、49の項、76の項、93の2項 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供) ※ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止により、令和6年10月1日以降、市区町村はワクチン接種記録システム(VRS)にアクセスすることはできない。	事後	新型コロナウイルス特例臨時接種終了に伴う事務の修正及び番号法改正に伴うもの
令和6年12月25日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 16の2、16の3、115の2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 12の2、12の2の2、59の2 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 16の2、16の3、17、18、19、115の2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 12の2、12の2の2、13、13の2、59の2	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25,26,153,154の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25,26,27,28,29,153,154の項	事後	番号法改正に伴うもの
令和6年12月25日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年5月1日 時点	令和6年12月1日 時点	事前	標準化対応のため
令和6年12月25日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年5月1日 時点	令和6年12月1日 時点	事前	標準化対応のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月25日	IV 8. 人手を介在させる作業	旧様式になし	2) 十分である ・申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っており、申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。また、更新時にも、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか確認を実施しており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事前	標準化対応のため及び様式の改正に伴うもの
令和6年12月25日	IV 11. 最も優先度が高いと思われる対策	旧様式になし	9) 従業者に対する教育・啓発 2) 十分である 由布市研修計画に従い、管理職へ毎年度当初に研修を行っている。年度中において、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、教育研修を実施し、受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	事前	標準化対応のため及び様式の改正に伴うもの